

一般社団法人 全国建設人材協会災害防止規定

労働安全衛生法関係法令等に基づき、建設作業における災害防止のための規定を次のとおり定める。

(安全管理)

- 第1条 この協会に安全管理担当者（会員のうちから代表理事が委嘱する）を置き、当協会会員の安全管理を行う。
- 2 安全管理担当者は、現場、作業方法等について定期的に点検を実施するほか、当協会会員の安全作業に関する教育訓練、発生した災害原因の調査及び再発防止の対策を行うものとする。
 - 3 当協会会員は、安全管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで災害防止に努めなければならない。

(衛生管理)

- 第2条 この協会に衛生管理担当者（当協会会員のうちから代表理事が委嘱する）を置き、当協会会員の衛生管理を行う。
- 2 衛生管理担当者は、作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談、その他当協会会員の健康保持、メンタルヘルス対策のための措置を行うものとする。
 - 3 当協会会員は、衛生管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで衛生管理に努めなければならない。
 - 4 当協会会員は毎年1回健康診断を受けなければならない。
 - 5 当協会会員は、常に自らの健康管理・心身の健康づくりに留意し、過重労働防止の徹底、疲労蓄積防止（睡眠時間の確保等）を図るものとする。
 - 6 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業場においては、特に作業時間、作業方法、休憩時間・その回数、作業終了の措置等に配慮すること。

(安全作業)

- 第3条 当協会会員は、作業前に準備体操を行うこと。また、必ずその日の作業開始前に、健康の状態、疲労の有無とその程度、前夜の飲酒、医薬品の服用の有無により、当日の作業の可否を判断し、就業可能な場合に限り作業に入ること。
- 2 作業前に、その日の作業内容を確認し、機械、材料、器具等の点検を確実に行うほか、作業服装を整えること。

(機械作業による安全)

- 第4条 当協会会員は、次により機械作業の安全を図ること。
- ① 機械は、始業前点検を行い、異常がないことを確認してから使用すること。
 - ② 月例点検、年次点検等を行い、性能の保持を図ること。
 - ③ 機械については、定められた用途において使用し、用途外の使用をしないこと。
 - ④ 公道を走る機械の場合、道交法上の免許証を携帯すること。

(高所作業（高さ2 m以上）の安全)

- 第5条 当協会会員は、次により高所作業の安全を図ること。
- ① 高所作業は、足場等の設置により安全な作業床を設けて行うこと。
 - ② 作業足場については、次の点に注意のこと。
 - ア 足場に使用する材料は、損傷、変形、腐食がないか点検する。構造規格が定められているものは、構造規格品を用いる。
 - イ 作業床のある足場を用い、抱き足場は使用しないこと。
 - ウ 手すり、中さん（墜落防止）、幅木等（落下防止）のある足場を使用すること。

エ 作業前に、足場の点検を行い、問題があれば改善して使用する。（自ら設置した足場でない場合は、設置者等に申し出改善を依頼すること。）

オ 足場の構造・材料に応じ、作業床の最大積載荷重を決めて表示すること。

カ 足場には、階段（手すり・中さん付き）等の昇降設備を設け、これを用いて昇降すること。

キ 足場の組み立て、解体等墜落危険のある作業には墜落制止器具を使用すること。

ク 墜落制止器具、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ確実に使用すること。

ケ 足場の組み立て解体等は、足場の組立等作業主任者の指揮に基づき行うこと。

コ 材料、器具、工具を上げ下げする場合は、つり網・つり袋等を使用すること。

サ 足場には法令を満たした十分な数・強度となる壁つなぎ又は控えを設けること。

シ 強風のときは、高所作業を中止すること。

（感電災害防止）

第6条 当協会会員は、感電事故のおそれがある場合は、絶縁管、絶縁覆等を装着し、また必要に応じ絶縁保護具を用い接触による危険防止を行うこと。

（悪天候時の対策）

第7条 当協会会員は、暴風雨等の悪天候のため、作業の危険が予測されるときは、作業を中止すること。

（脚立・梯子等の使用）

第8条 当協会会員は、脚立等の使用は次によること。

- ① 脚立は踏み面のあるものを使用し、脚部は沈下防止を図り、開き止を固定し、天板での作業は行わないこと。高さは2 m未満での作業とし、2 m以上となる場合は、墜落制止器具を使用すること。
- ② 梯子は、脱落防止、活動防止を図り、乗り移る箇所から先端は60 cm以上突き出して使用すること。梯子の途中で作業を行う場合は、高さは2 m未満での作業とし、
2 m以上となる場合は、墜落制止器具を使用すること。

（交通災害防止）

第9条 当協会会員は、交通災害防止のため次に注意すること。

- ① 作業に入る前に、その日の作業内容を熟知し、運転免許証と車検証等の確認、車輛・荷物の点検を確実にを行うほか、作業服装を整えること。
- ② 車検の必要な自動車等は車検証を携帯し、運転免許証を携帯すること。
- ③ 当協会会員は、道路等の運行において、特に次の事項に留意すること。
 - ア 車輛速度（道路標識の法定速度）を厳守すること。
 - イ 飛び出し等を常に予測し、老人と子供、身体障害者の保護に努めること。
 - ウ 交差点での減速、十分な車間距離の確保、また信号、標識、表示を厳守すること。
 - エ 右・左折時には、一時停車、徐行で安全確認し、車輛、バイク、自転車、通行人等との接触防止を図ること。（可能な限り事前にコースを調べ、左折コースを設定すること。また、危険場所を調べ危険マップを作り、危険箇所において予防（危険回避を意識した）運転を行うこと。）
 - オ 後退時は、バックモニター（付いているもの）に頼らず必ず下車して自分の目で確認のこと。
 - カ 駐車・停車時は、必ずエンジンを止め、キーを抜き、（サイド）ブレーキをかけること。必要に応じ、車止めを使用すること。
 - キ 踏切では、必ず一時停車し、目と耳で安全を確認すること（複数回）

- ク 天候に応じた装備を行うこと（降雪時、凍結時タイヤチェーンの使用等）
- ケ 運転中、疲労や眠気を感じたときは、即座に運転を中止すること。
- * 過労、病気、薬物や飲酒等（遅くまで飲酒でアルコールが残っている場合を含む）の理由により正常な状態で運転できない状態のときは運転してはならない。

（労働衛生）

第10条 当協会会員が、化学物質を用いる場合は、SDS（安全データシート：化学物質の危険性有害性を書いたメーカー等からの文書）に基づき、必要に応じ、換気装置（局所排気装置又は全体換気装置）、保護具（保護衣、保護靴、保護手袋、防じん・防毒マスク等）を使用し、ばく露防止を図ること。

（除染作業）

第11条 当協会会員が、除染等作業に従事する場合、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためにガイドライン」（H23.12.22 基発 1222 第6号）に基づき、被ばく線量管理、汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、労働者教育のうち、必要な事項を実施するものとする。

2 当協会会員は、除染作業に従事することが決まった場合、速やかに業務内容の変更を事務局に届け出ること。

（関連法規の遵守）

第12条 労働安全衛生法、労働安全衛生規制、道路交通法、道路運送車両法、貨物自動車運送事業法、道路運送法等の関連条項を遵守すること。また、交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守すること。

（災害防止等に関する研修会）

第13条 当協会会員は、当協会が少なくとも年に1回開催する、厚生労働省が指定するブロック毎の災害防止等に関する研修会に参加するものとする。

付則

この規定は、令和6年9月1日から効力を有するものとする。

この規定の改廃は、理事会の承認を経て行い順次この項に付記される。